

人権擁護委員をご存知ですか？

問 人権推進課 人権係 Tel 64-1126

◆人権擁護委員ってどんな人？

人権擁護委員は、湯浅町長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された方々です。地域の皆さんの人権相談に応じ、問題解決の支援を行ったり、法務局の職員と協力して人権侵害の被害者を救済したりしています。

また、人権への関心を高めるため、啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

◆6月1日は「人権擁護委員の日」です

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、人権尊重意識を広めるための啓発活動に取り組んでいます。



▲ピンクのベストを着て啓発をしています

湯浅町の人権擁護委員を紹介します。(敬称略)

●星山 俊二 ●中尾 一平 ●平林 園子 ●宮井 義和 ●武内 ひとみ

「人権擁護委員の日」

にちなみ、右記のとおり特設人権相談所を開設します。

特設人権相談

■日時：6月2日①

① 10時～16時／総合センター ② 13時～16時／野下・出水文化会館

■内容：いじめ、差別、虐待、セクハラ、インターネットによる誹謗中傷など、日常生活の中で生じる様々な人権問題に関する相談に人権擁護委員が応じます。相談は無料で秘密は守られます。

地震災害時の安全な避難のために！ ブロック塀等耐震対策事業

補助率1/2
補助額は
最大10万円

ブロック塀等の撤去と改善に要する
工事費及び工事に伴う諸経費が対象

ご自宅や持ち家のブロック塀等の改修をご希望の方は、まずご連絡ください。

問 総務課 地域防災係 ①6番窓口 Tel 64-1108

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています